

通商 産業部

渡辺通商産業事務次官来沖

2月2日(火)～3日(水)の日程で、渡辺修通商産業事務次官が来沖し、通商産業部職員への訓辞、稲嶺県知事及び沖縄県商工会議所連合会を始めとする地元経済6団体との意見交換、中城湾港新港地区(特別自由貿易地域)、デジタルメディアセンター等管内産業の視察を行った。

通商産業事務次官の来沖は平成3年以来。

宜野湾市内で行われた講演会(200余名参加)においては、「通商産業政策の当面の課題」と題し、日本経済の構造とその課題、対応策について講演を行った。



また、稲嶺県知事への表敬訪問においては、沖縄の産業振興は今年4月1日に全面施行される「新事業創出促進法」(※関連記事を本誌「仕事の窓」(9頁)に掲載。)を活用する方向が望ましいとの見解を示すとともに同法に係る全国規模のシンポジウムを本年5月に沖縄県で開催したい旨の提案がなされた。なお、同提案に対して沖縄県から全面協力の同意が得られた。

財務部

国有財産 沖縄地方審議会開催

平成11年2月9日、第20回国有財産沖縄地方審議会(会長・阿波連本伸)が、那覇市内で開催され、沖縄総合事務局長からの諮問事項について審議された結果、諮問どおり処理することが適当である旨の答申があった。

要旨は、次のとおりである。

読谷村に所在する大蔵省所管普通財産を、読谷村から県道6号線の渋滞解消を図るためのバイパス及び地域振興を図るための主軸路線として村道中央残波線用地(18,736.38㎡)として利用したい旨の無償貸付申請を受け本審議会に諮問したものである。

村道中央残波線の整備事業は公共性も高く、国有地の有効利用にも資するものであり諮問どおり処理することが適当である旨、可決承認された。

国有財産沖縄地方審議会は沖縄総合事務局長の諮問に応じ国有財産の管理及び処分について調査審議し並びにこれに関し必要と認める事項を沖縄総合事務局長に建議する機関として設置されているものである。



財務部
国有財産沖縄地方審議会開催

通商産業部
渡辺通商産業事務次官来沖

農林水産部
「緑の募金」がスタート

開発建設部
那覇港に沖縄県初のガントリークレーン設置

運輸部
GMDSS「海上における遭難及び安全のための世界的制度」の完全実施にむけて対象船舶に対し指導を実施

開発 建設部

那覇港に沖縄県初の ガントリークレーン設置

那覇港は、沖縄本島の南西部に位置し、沖縄県の人流・物流の中心として最も重要な港湾である。近年、港湾での取扱貨物量が大幅に増加したため、各ふ頭の貨物取扱能力は限界に近づいており、現在、新港ふ頭地区及び浦添ふ頭地区への展開が行われている。



那覇港新港ふ頭地区では、昭和62年度より国際海上コンテナターミナル(水深-13m岸壁)の整備を進め、平成9年8月25日より暫定供用が開始されている。供用後、北米航路などの本船航路が週3便寄港しているものの、コンテナの荷役作業をクローラークレーンで行なっていることから、時間を要し、荷役作業の効率性、安全性の向上を図るためにも、船社等からガントリークレーンの早期整備が望まれていた。

そのため、那覇市では平成9年度からガントリークレーンの製作を開始し、現在、設置完了後の試験運転等を行なっているところであり、平成11年4月には、沖縄県で初のガントリークレーンを稼働させ、安全で効率的な荷役作業を行なう予定である。

農林 水産部

「緑の募金」がスタート

『緑が赤です。新鮮な緑にふれた単純な気持ちよさを未来にずっと残したい。あなたの「募金してみるか」が、緑をススメにします。』を合い言葉に、沖縄県における「緑の募金」運動(期間・2月1日～4月30日、主催・沖縄県緑化推進委員会)がスタートした。本県では、戦中・戦後に森林が大きく荒廃したことから、緑化への県民の意識は高く、また、近年の都市化の進展や地球温暖化等により、更に「緑」を求める要望が強くなっている。

募金運動の初日に当たる1日、友寄会長(県議会議長)、ミス沖縄が沖縄総合事務局を訪れ、小山局長から第一号募金を受けた後、農林水産部の宮本部長ほか担当職員とともにパレット久茂地前で募金の協力を呼びかけた。

県内の募金目標額は7千万円で、今後、緑の少年団や林業・緑化関係者による街頭募金をはじめとした募金活動が各地で行われることになっている。

なお、集まった募金は、学校、公園等の緑化や県民の緑化に対する意識を高めるためのPR活動に使われることになっていることから、皆様の積極的な募金をお願いしたい。



GMDSS「海上における遭難及び安全のための世界的制度」 の完全実施にむけて対象船舶に対し指導を実施

1988年(昭和63年)に「海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)」の改正に伴い、国内法でも船舶安全法及び船舶職員法の一部改正があり、従来のモールス無線電信等に代わり衛星通信等を利用して迅速かつ確実な捜査救助活動を実施する「海上における遭難及び安全のための世界的な制度(GMDSS)」が、1992年(平成4年)2月1日(発効)から段階的に導入され、1999年2月1日をもって完全実施されました。

これまで、海上における通信は、過去数十年にわたりモールス設備を主体とするシステムにより行われてきました。しかし、このシステムにおいては、モールス通信の専門的知識技能を有する者しか操作できない、電波の到達距離が短く付近の船舶にしか救助を求められない、突然の転覆等の際に警報を発し得ない等の問

題がありました。

これらの問題を克服し、簡易な操作で、船間通信はもちろん世界中のどの海域においても常に陸上と通信が行えるよう、最新の無線技術を利用したテレックスや無線電話を主体とする大幅な自動化、機械化された新しい海上通信システムが構築され実施されることになりました。

無線設備の施設を義務付ける船舶の範囲を拡大し、船舶の航行の安全性の向上を図るため、

- (1) 条約の内容の国内実施を図るため、船舶の航行する水域に応じて陸上との間で相互に無線通信を行うことができる無線電信又は無線電話を施設することを義務付けました。また、従来の通信士資格に加えて、新しい海上通信システムに対応した無線従事者の資格

を新設しました。

- (2) 船舶の航行の安全性の向上を図るため、従来無線設備の施設を義務付けられていなかった船舶に対しても、原則としてその航行する水域に応じて適切な無線設備を施設することを義務付けました。

当部としては、管内在籍船舶等の船舶所有者に対し、1999年2月1日の完全実施にむけて、船種、航行する水域に応じた無線設備等の備え付けを、パンフレット等又は定期的検査、海の旬間及び年末年始の訪船指導の際に周知徹底を図ってきたところであり、管内の義務船舶は完全移行となりました。

